

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
平成20年度	人 727,793	千円 507,094,946	千円 2,681,287	千円 125,473,579	% 24.7	% 25.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たりの給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成20年度	人 13,325	千円 58,081,001	千円 11,257,987	千円 21,996,435	千円 91,335,423	千円 6,854	千円 7,377

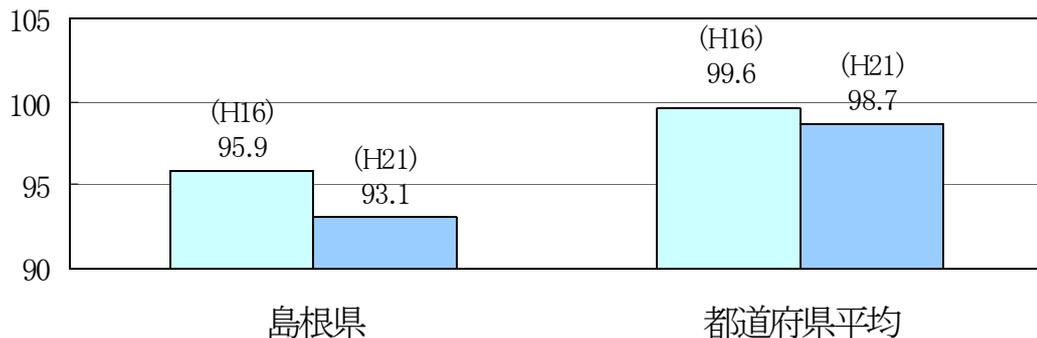
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
 2 「職員数」は、平成20年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知事	25%	25%
副知事	20%	20%
常勤の監査委員	18%	18%
病院事業管理者	18%	18%
教育長	18%	18%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 93.1  
 （平成21年4月1日現在）

(注) 平成21年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの  
 ※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

## (2) 給与改定の状況

## ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成21 年度	円 373,191	円 384,058 (359,556)	円 ▲10,867 ▲2.83% (13,635) (3.79%)	% ▲0.19	% ▲0.19	% ▲0.22

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の( )内は、特例条例による減額後の額及び率である。

## イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成21 年度	月 3.65	月 4.25 (4.00)	月 ▲0.60 (▲0.35)	月 ▲0.35	月 3.90 [4.00]	月 4.15

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の( )内は、特例条例による減額後の支給月数である。

3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員(以下「管理職員」という。)の年間支給月数であり、下段の[ ]内は管理職手当非受給職員(以下「非管理職員」という。)の年間支給月数である。

## (3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

## (ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.3歳	329,972円	395,550円	357,212円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円
都道府県平均	43.8歳	343,005円	427,547円	384,790円

## (イ) 技能労務職

区 分	公務員				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	A/B
島根県	49.7歳	251人	339,128円	387,091円	360,962円	—	—	—	—
うち守衛	52.4歳	3人	346,390円	394,032円	370,467円	守衛	—	—	—
うち用務員	49.7歳	54人	338,607円	382,176円	359,817円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	51.1歳	41人	345,138円	396,247円	365,646円	自家用乗用自動車運転手	43.9歳	271,103円	1.46
うち電話交換手	54.8歳	5人	378,012円	430,701円	401,060円	電話交換手	—	—	—
国	49.2歳	4,429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—
都道府県平均	48.8歳	465人	332,714円	388,002円	365,631円	—	—	—	—

## (ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.3歳	367,510円	425,310円
都道府県平均	44.8歳	390,833円	458,004円

## (エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.8歳	371,766円	422,301円
都道府県平均	43.9歳	377,216円	437,491円

## (オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	40.3歳	319,951円	422,961円	346,905円
国	41.5歳	322,231円	—	372,706円
都道府県平均	40.0歳	330,043円	474,584円	375,813円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成21年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

## 【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値の比較)		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	62.5歳	209,300円	1.88	6,399,706	2,974,900	2.15
うち用務員	用務員	54.5歳	214,000円	1.79	6,194,699	3,027,000	2.05
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	52.5歳	248,600円	1.59	6,424,442	3,685,200	1.74
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成18年～20年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
- 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	172,200円 (161,868円)	172,200円
	高校卒	140,100円 (131,694円)	140,100円
技能労務職 (免許職)	高校卒	152,600円 (143,444円)	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	146,700円 (137,898円)	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
警 察 職	大学卒	197,200円 (185,368円)	200,000円
	高校卒	164,700円 (154,818円)	158,100円

(注) 「島根県」の下段の( )内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,237円	288,022円	342,305円
	高校卒	202,031円	249,447円	286,739円
技能労務職	高校卒	— 円	243,648円	283,222円
高等学校教育職	大学卒	281,588円	326,006円	356,668円
小・中学校教育職	大学卒	285,575円	327,223円	351,373円
警 察 職	大学卒	277,132円	331,196円	367,574円
	高校卒	240,114円	284,315円	333,359円

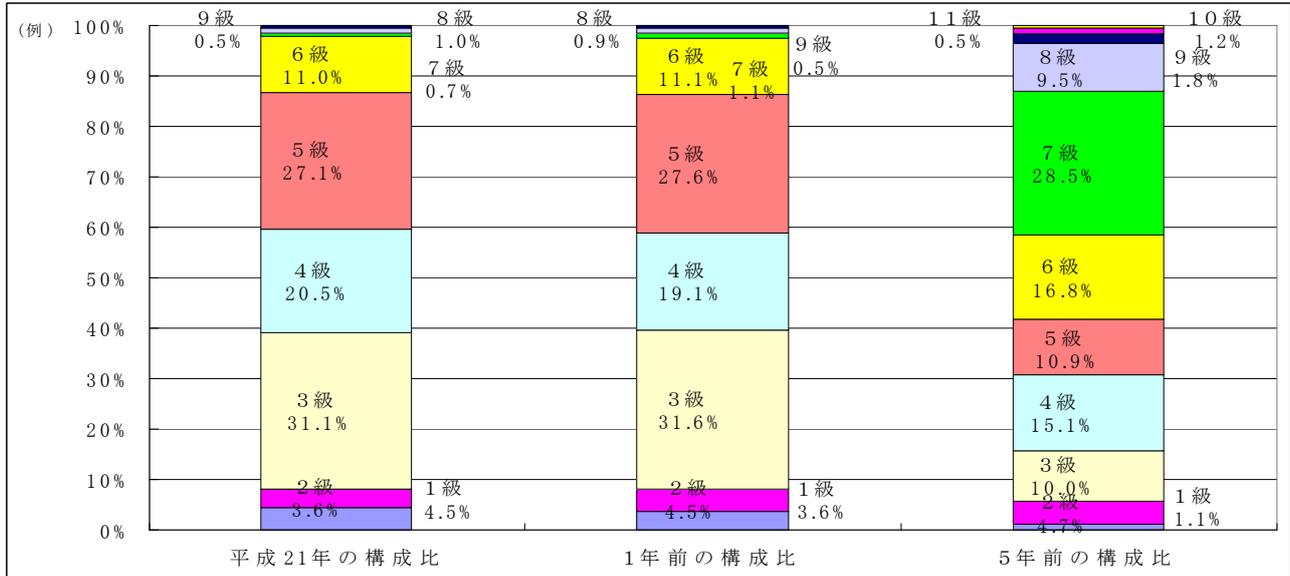
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	170 人	4.5 %
2 級	主任主事、主任技師	136 人	3.6 %
3 級	主任	1,167 人	31.1 %
4 級	企画員	769 人	20.5 %
5 級	グループリーダー	1,017 人	27.1 %
6 級	課長	412 人	11.0 %
7 級	課長	27 人	0.7 %
8 級	次長	40 人	1.0 %
		人	%

9 級	部長	19	0.5
-----	----	----	-----

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。  
 なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施しており、平成17年11月から一般職についても試行を開始している。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
 所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1人当たり平均支給額（平成20年度）		—	
1,649千円			
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8月分	1.45月分	3.0月分	1.5月分
(1.5)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施

している。

なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施し、平成17年11月から一般職についても試行を開始している。

2 勤労手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期より人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤労手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数）	
		※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	1.02月	0.85月
II	30%以内	0.965月	0.78月
III	60%以内	0.91月	0.71月
不良	—	0.91月以下	0.71月以下

イ 退職手当（平成21年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
6,707千円 27,503千円					

（注）「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度）		45,909千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）		612,118円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	23人	17%	17%
大阪府大阪市	12人	14%	14%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	10人	9%	9%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	13,055人	0%	0%
医師・歯科医師	39人	14%	14%
平均支給率		14.1%	14.1%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域・職種	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18%	18%
大阪府大阪市	15%	15%
愛知県名古屋市	12%	12%
広島県広島市	10%	10%
岡山県岡山市	3%	3%
医師・歯科医師	15%	15%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度）	405,100千円
--------------	-----------

支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	59,070円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	51.5%	
手当の種類（手当数）	61	
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		捜査特別手当
		教育業務連絡指導手当
		交通捜査取締手当
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		捜査特別手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度）	1,896,558千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	144千円
支給実績（平成19年度）	1,860,427千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度）	140千円

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成20年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,891,002	円 236,612
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 610,156	円 199,202
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,243,695	円 106,874
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 282,915	円 332,060
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 69,120	円 1,570,912
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額		国：俸給の特別調整額として支	千円 759,448	円 517,335

	支給額 41,600円～130,300円		給		
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)× 4%～16%	同 じ	—	千 円 206,462	円 444,962
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	千 円 116,151	円 188,557
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千 円 390,847	円 380,571
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、 当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千 円 51,541	円 152,487
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 定時制 (夜間) 1日 900円 通信制 (日曜日) 1日 2,400円			千 円 47,262	円 429,656
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1200円			千 円 114,986	円 403,460
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 15,900円			千 円 1,280,228	円 161,035
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 154,983	円 81,613
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 62,708	円 74,653
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 454,094	円 171,227
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	千 円 8,937	円 92,134
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 39,452	円 246,575
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派			実績なし	実績なし

遣手当	遣された職員に支給 支給額(1日につき)	3,970円~6,620円			
-----	-------------------------	---------------	--	--	--

(6) 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知事	960,000円 (1,280,000円)
	副知事	800,000円 (1,000,000円)
報酬	議長	768,000円 (960,000円)
	副議長	709,750円 (835,000円)
	議員	654,500円 (770,000円)
期末手当	知事	(平成20年度支給割合) 3.20月分
	副知事	(平成20年度支給割合) 3.20月分
退職手当	知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万円×在職月数×0.6 3,686.4万円 任期毎
	副知事	100万円×在職月数×0.43 2,064万円 任期毎
	備考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	23	23	0	事務事業の見直し 事務事業の見直し 事務事業の見直し、福祉事務所廃止 欠員補充、育休代替職員増 事務事業の見直し 公共事業の削減 事務事業の見直し 公共事業の削減
		総務	554	588	▲ 34	
		税務	119	125	▲ 6	
		民生	246	260	▲ 14	
		衛生	465	458	▲ 7	
		労働	66	69	▲ 3	
		農林水産	980	999	▲ 19	
		商工	172	174	▲ 2	
		土木	878	921	▲ 43	
		計	3,503	3,617	▲ 114	(参考：人口10万人当たり職員数 481.32人)
	教育部門	7,858	7,945	▲ 87	生徒数減による学級数の減少	
	警察部門	1,781	1,764	▲ 17	欠員補充、育休代替職員増	
	小 計	13,142	13,326	▲ 184	(参考：人口10万人当たり職員数1,805.73人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院	水道	930	848	▲ 82	看護師の増
		下水道	28	30	▲ 2	事務事業の見直し
		その他	19	19	0	
		小 計	62	65	▲ 3	事務事業の見直し
	小 計	1,039	962	▲ 77		
	合 計	14,181 [15,524]	14,288 [15,531]	▲ 107 [▲ 7]	(参考：人口10万人当たり職員数1,948.49人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

(ア) 平成21年度及び平成20年度の職種別採用者数

区 分	平成21年度		平成20年度	
	H21.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.2 ~H21.3.31
職 種				

一般行政職		67人	41人	28人
警察職		67	69	22
高等学校教育職		59	46	
小中学校教育職		129	131	
その他	海事職	3	1	
	研究職	6	7	2
	医療職	6	11	8
	技能労務職			
	その他	44	39	91
計		381	345	151

(注) 1 職種区分は、「平成21年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 職種区分の「一般行政職」のうちの「H21. 4. 1」及び「H20. 4. 2～H21. 3. 31」には、育休代替職員を含む（一般行政職25名）。また、「研究職」、「医療職」及び「その他」のうちの「H20. 4. 2～H21. 3. 31」には、育休代替職員を含む（研究職2名、医療職2名及びその他2名）。

(イ) 平成20年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職 種	区 分	合 計	定年 退職	勸奨 退職	普通 退職	そ の 他				
						分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用 後の離 職者
一般行政職		174	85	57	25		1		6	
警察職		84	47	6	29				2	
高等学校教育職		84	50	6	23		3		2	
小・中学校教育職		166	85	43	36				2	
そ の 他	海事職	7	2	1	4					
	研究職	7	5	1					1	
	医療職	23	10	6	7					
	技能労務職	15	10	4	1					
	その他	62	5	16	40				1	
計		622	299	140	165		4		14	

(注) 1 職種区分は「平成21年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

4 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

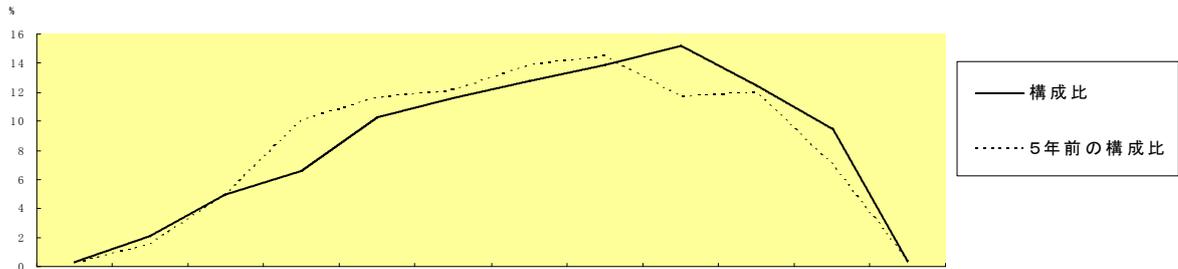
5 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

6 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

7 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当して離職することをいう。

8 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60  
 歳 } } } } } } } } } } } } 歳  
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以  
 満 上

区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 37	人 292	人 706	人 936	人 1,467	人 1,642	人 1,815	人 1,976	人 2,151	人 1,769	人 1,350	人 40	人 14,181

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 15,013	人 13,742	人 1,271	% 8.5

(参考1) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員（一般行政部門＋特別行政部門＋公営企業等）ベースで8.5%の減

(参考2) 平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門（教員、警察官等を除く。）で1,000人の純減（▲20%）

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成18年～21年 計	(参考) 数値目標H22
		一般行政	職員数	3,917	3,795	3,717	3,617	3,503
	増 減		▲122	▲78	▲100	▲114	▲414(90.59%)	▲457
教 育	職員数	8,379	8,277	8,026	7,945	7,858	—	7,562
	増 減		▲102	▲251	▲81	▲87	▲521(63.77%)	▲817
警 察	職員数	1,755	1,751	1,778	1,764	1,781	—	1,758
	増 減		▲4	27	▲14	17	26( — )	3
公営企業	職員数	962	981	962	962	1,039	—	962

等 会 計	増 減		19	▲19	0	77	77( - )	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	14,288	14,181	-	13,742
	増 減		▲209	▲321	▲195	▲107	▲832(65.46%)	▲1,271

- (注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。  
2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用 に占める職員給 与費比率
平成20 年度	千円 900,215	千円 409,789	千円 242,945	% 27.0	% 25.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20 年度	人 30	千円 116,000	千円 22,366	千円 46,346	千円 184,712	千円 6,157

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。  
2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。  
b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.6歳	335,848円	516,924円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 水 道 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,545千円		1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,649千円	
(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	

2.8 月分 (1.5)月分	1.45 月分 (0.75)月分	2.8 月分 (1.5)月分	1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成21年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,944千円			1人当たり平均支給額 6,707千円 27,503千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度から平成20年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成21年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給総額 (平成20年度)	1,137千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)	71,059円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成20年度)	53.3%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成20年度)	6,332千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)	275千円
支給実績 (平成19年度)	4,671千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度)	156千円

(f) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 4,033	円 224,028
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 541	円 60,056

	持家居住者 新築・購入から5年間2,500円				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,130	円 130,402
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国・距離により6,000円～45,000円）。	千円 508	円 254,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,321	円 553,480
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,769	円 147,417
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,597	円 159,701
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に占める職員給与費比率
平成20年度	千円 203,614	千円 ▲38,120	千円 47,048	% 23.1	% 16.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20 年度	人 6	千円 22,070	千円 5,500	千円 8,698	千円 36,268	千円 6,045

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	35.4歳	293,956円	509,140円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,450千円		1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,649千円	
(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.8月分 1.45月分 (1.5)月分 (0.75)月分		(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.8月分 1.45月分 (1.5)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成21年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 28,944千円			1人当たり平均支給額 6,707千円 27,503千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度から平成20年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度）	432千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	107,995円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	66.7%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度）	1,509千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	251千円
支給実績（平成19年度）	1,718千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度）	286千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（f） その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成20年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 827	円 165,400
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 337	円 168,250
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 931	円 186,240
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算	千円 780	円 156,008

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	出方法が異なる。 勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 684	円 171,069
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に占める職員給与費比率
平成20年度	千円 1,242,051	千円 61,378	千円 426,849	% 34.4	% 38.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 50	千円 199,231	千円 41,666	千円 80,724	千円 321,621	千円 6,432

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.8歳	353,506円	529,716円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(電気事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,614千円		1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,649千円	
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8月分	1.45月分	2.8月分	1.45月分
(1.5)月分	(0.75)月分	(1.5)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成21年4月1日現在)

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 28,944千円			1人当たり平均支給額 6,707千円 27,503千円		

（注）「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度から平成20年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

（c） 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給対象なし

（d） 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度）	2,021千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	72,194円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	56.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

（e） 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度）	12,940千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	288千円
支給実績（平成19年度）	11,815千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度）	232千円

（f） その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成20年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 9,157	円 254,347
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 1,564	円 156,350
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 4,592	円 106,786
単身赴	支給額 23,000円	異なる	加算額が異なる	千円	円

任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）		(国:距離により6,000円～45,000円)。	2,403	300,375
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 3,928	円 654,650
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,630	円 131,494
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,432	円 135,094
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費 用に占める職員給
-----	----------	---------------	------------	---------------------------	-------------------------------

					与費比率
平成20年度	千円 18,996,791	千円 691,923	千円 7,079,677	% 37.3	% 39.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	人 867	千円 3,231,809	千円 1,286,739	千円 1,206,405	千円 5,724,953	千円 6,603

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成21年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.9歳	532,983円	1,131,953円
看 護 師	34.0歳	266,607円	402,038円
事務職員	41.7歳	325,195円	506,677円
(参考) 一般行政職	44.2歳	343,578円	520,635円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 ( 病 院 事 業 )		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,316千円		1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,649千円	
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.8月分	1.45月分	2.8月分	1.45月分
(1.5)月分	(0.75)月分	(1.5)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成21年4月1日現在）

島 根 県 ( 病 院 事 業 )			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	1,758千円	25,337千円	1人当たり平均支給額	6,707千円	27,503千円

(注) 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成20年度)		77,334千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）		709,485円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	14%	114人	0%
県内全市町村	0%	816人	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(d) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給総額(平成20年度)	277,276千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)	346,162円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	94.5%
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度)	406,527千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)	469千円
支給実績(平成19年度)	370,824千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度)	446千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 64,842	円 193,557
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 85,201	円 230,898
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 47,683	円 73,699
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円~45,000円)。	千円 実績なし	円 実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 288,822	円 2,674,281

当	支給額(月額)	2,000円～410,900円				
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別 の定額 支給額	41,600円～137,700円		国：俸給の特別 調整額として支 給	千 円 26,379	円 659,468
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)× 4%～16%		同 じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%		同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100		異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 10,885	円 35,001
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100		異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 72,391	円 126,116
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円		同 じ	—	千 円 87,867	円 457,640
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)		同 じ	—	実績なし	実績なし